


特別支援教育は…

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

A photograph showing the lower bodies and arms of two children standing on a green lawn. The child on the left is wearing a white sweater and dark pants. The child on the right is wearing a yellow patterned cardigan and blue shorts. They are holding both hands in the center, symbolizing support and connection.

平成19年4月に施行された改正学校教育法により、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。

学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられました!

盲学校・聾学校・養護学校は特別支援学校に変わりました。

(平成19年3月まで)



(平成19年4月から) 特別支援学校は複数の障害種を対象とすることができます。

《例》



など

※制度上は全て「特別支援学校」となりますが、以前の盲学校・聾学校・養護学校などの校名が残ることもあります。

今回の制度改正で……

- 地域のニーズに応じて、設置者(都道府県など)の判断で、一つの障害種に対応した特別支援学校だけでなく、**複数の障害種に対応した特別支援学校**のいずれもが設置可能になりました。
- 重複障害のある子どもに、より適切に対応できるようになりました。
- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校においても、**通常の学級も含め、特別支援教育を行うことが明示**されました。

特別支援教育トピックス

一人一人に合った ていねいな支援のために

○個別の教育支援計画

障害のある子どもには、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施することが必要です。

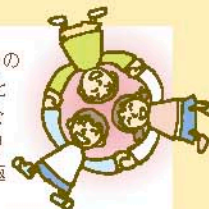
そこで、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画が必要となります。そのため、学校が中心となって「個別の教育支援計画」を作成します。作成に当たっては、医療・福祉・労働などの関係機関と連携するとともに、保護者の参画や意見を聞くことなどが求められています。

○個別の指導計画

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応して工夫され、学校における指導計画や指導内容・方法を盛り込んだものが「個別の指導計画」です。一般に、単元や学期、学年ごとに作成されており、それに基づいた指導が行われます。

●交流及び共同学習●

障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要です。



また、交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、小学校・中学校などの子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。

交流及び共同学習は、具体的には、運動会や文化祭などの学校行事を中心に活動を共にしたり、児童会、生徒会活動、総合的な学習の時間、さらには、音楽や体育、図画工作(美術)などの学習においても実施されています。

特別支援教育 Q & A

Q 特別支援教育は、
発達障害のある子どもを
対象とした教育ですか？

A 発達障害を含め、障害のある全ての子どもを対象とするものです。従来の「特殊教育」が障害の種類や程度に応じて特別な場で手厚い教育を行うことに重点が置かれていたことに対し、「特別支援教育」は障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれており、小学校・中学校の通常の学級に在籍する発達障害などのある子どもも含め、より多くの子どもたちの教育的ニーズに対応した教育を行います。

Q 特別支援教育では、
障害のある子どもは
通常の学級で教育を受ける
ことになるのですか？

A 特別支援教育は子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な教育の場が確保されています。具体的には、障害の状態に応じて、これまで同様、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級などにおいて、きめ細かい教育を受けることができます。また、通常の学級に在籍している言語障害や発達障害などのある子どものためには「通級による指導」の制度もありますし、必要に応じて障害に配慮した指導を受けることもできます。さらに、支援員による支援も広がっています。

Q 特別支援学校では、
全ての障害種に対応できる
ようになるのですか？

A それぞれの特別支援学校がどのような障害を対象とするかについては、地域の実情などを踏まえて、設置者（都道府県など）が判断することになります。したがって、一つの障害種に対応する学校が設置されていることもあります。複数の障害種に対応する特別支援学校が設置された場合でも、障害種ごとの学級でこれまで同様に専門性の高い教育が行われます。

Q 発達障害とは、
どのような障害ですか？

A 下記のような障害を総称して「発達障害」と呼んでいます。発達障害のある子どもは、障害による困難をかかえています。優れた能力を発揮する場合があります。できる限り早期から適切な支援を受けることによって状態が改善することも期待されます。

主な発達障害の一般的な特徴は次のとおりですが、個人によっても様々です。

- LD(学習障害).....知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力のうち、特定の分野に極端に苦手な側面が見受けられます。
- ADHD(注意欠陥多動性障害).....注意力や衝動性、多動性などが年齢や発達に不釣り合いで、社会的な活動や学業に支障をきたすことがあります。
- 高機能自閉症・アスペルガー症候群.....相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせた行動が苦手であったり、特定のものにこだわる傾向が見られます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
(平成20年1月から 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 へ移転します。)
E-mail : tokubetu@mext.go.jp

文部科学省ホームページに特別支援教育に関する情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm



このパンフレットのコピーは自由です。広く関係者へお配りください。